

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について

前回公開草案（平成 26 年 6 月 30 日 実務対応報告第 31 号）に対して提出されたコメントを拝見しますと、同公開草案策定にも関わっているリース専門委員会の委員の方から、貴委員会の審議プロセス等に対する激しい批判や草案修正を迫るコメントが提出されたかのように見受けられます。

もしこれが事実であった場合、貴委員会の公正な会計基準策定プロセス上、非常に問題ある行為であり、設立以来、高品質の会計基準設定において国内のみならず国際的にも多大な貢献されてきた貴委員会の功績・名声を著しく傷つける、由々しき事態なのではないかと懸念されます。

「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」第 17 条、「新規の企業会計基準等の開発又は既存の会計基準等の改正を行う場合には、原則として公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集する。」の趣旨に抵触しているのは明らかと考えられるためです。公開草案は「一般からの意見を募集する」ためのものであり、公開草案策定プロセスに関与した専門委員からの意見を再度聞くためのものではないはずだからです。

専門委員として自らも策定過程に関与した公開草案に対して、個人として提出した修正要求コメントを、自らが出席する専門委員会の場において、専門委員の立場で議論する等の行為は、外部の一般の者からすると明らかに不誠実かつ不公正であり、例えて言うなら（表現適切でないかもしれませんが）インサイダーや利益相反に類似した不正な行為と映ります。

個人として自ら提出したコメントに対して、自らが反対できるわけではないことから、専門委員として求められている資質の中で最も重要で尊重されなければいけないと思われる、公正性及び誠実性が欠如しているのではないかと疑念を抱かれてしまうことは明らかであります。

意見があるのであれば、まず自らが出席する専門委員会の場で十分議論を尽くすべきであるのは専門委員としての当然の責務と考えられます。もし専門委員会での議論の結果、不採用となった意見について再度、一般からの意見と称してコメント提出するという行為が許されるはずはないと思われます。

一般の者から提出されたコメントと、公開草案の討議経緯など一般に非公開の内部情報に精通した高名な専門委員の方の出したコメントは明らかに区別され、他委員の議論や意見形成に与える影響力を考慮すると、中立性・公平性が著しく損なわれていると考えられます。

もし万が一、このような行為が繰り返し容認されるのであれば、一般の者は何を拠り所に貴委員会から公表された公開草案にコメント提出したら良いのでしょうか、コメントしようがなくなってしまうのではないかと考えられます。

なぜなら、貴委員会内部にさえ執拗な反対意見を持つ委員が存在し、その委員が一般の個人を装って反対意見を提出し、さらに自らが議論に参画して、自らが提出した意見を押し通す、こうした行為が日常的に行なわれるのであれば、その公開草案はそもそも内容が大きく変質される可能性ある、不安定な草案にすぎないからです。大幅な修正がなされる可能性があるにもかかわらず、その修正前の草案に対して一般の者に意見を求めるのは、非常に不誠実な行為であると思われます。

以上から本件につき、貴委員会が公正で誠実な対応を実施されることを望みます。

また、資質そのものを大きく疑われてしまいかねない行為から、専門委員の方の身を守るためにも、自らが所属する専門委員会が関与して一般に公表された公開草案に対して、及び直接関与していないが内部情報を元にした、個人コメント提出を明確に禁止する規則あるいは倫理規定を導入すべきと考えます。

なお当然のことながら、専門委員の職を離れてから相当期間経過後（かつ自らの関与がない公開草案に対して）であれば、個人意見を提出しても問題ないと思われます。

以 上

佐藤 誠